

事例 04

中学時代の先輩不良グループに誘われ、流されるままに特殊詐欺に加担しており、少年院に送致された。祖母に引受人になってもらい仮退院して地元に戻ったが、再び先輩から連絡があり応じずにいたところ、特殊詐欺に関わっていた事実と名前をSNSで公開されてしまった。もうグループには戻りたくないが誘いを断るのも怖いし、自分の事件に関する情報も人に知られたくなかったのに困っている。誰か助けてほしい。

相談者：本人（17歳男子少年）

インターネット上の情報の問題について

A ネット・スマホのなやみを解決「こたエール」

i インターネットやスマートフォンでのトラブルで困っている青少年、保護者、学校関係者等のための相談窓口

- SNS上に投稿された情報を削除してほしいと困っていたので「こたエール」を紹介したところ、LINEで相談をした様子。
- SNSへの投稿内容を削除できるのは、投稿者及び運営会社であるので、先輩には連絡をとりたくないという本人の意向を受けて、運営会社への削除依頼方法についてアドバイスを受けたという。
- 依頼から数日経ち、投稿が消えたことが確認でき安心した様子。



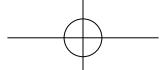
情報の拡散を防ぎ、社会復帰の一歩に

不安な気持ちを聞いてほしい場合

E 東京都若者総合相談センター 若ナビα

i 若者のさまざまな悩みに対応する総合相談窓口

- この先の人生への不安な思い、非行の後悔など、悩んでいる気持ちも含めて相談に乗ってもらうことができたとのこと。



支援の ポイント

- 情報のさらなる拡散を防ぐ
- 非行グループの誘いを断る手段を身に付ける



相談
内容

非行グループとのつながりを断ち、
公開された情報を削除するには
どうしたらいいですか？

就
労

心身の不調

少年本人の悩み

就
学

障
害

生活困窮

薬
物

保護者の悩み

加
齢

D
V・
虐待

暴
力
団

本人が抱える問題・法的なトラブルについて

弁護士会の相談窓口

- 非行グループの誘いを断るのにいい方法がないか知りたいということで、無料で法律相談ができる先として紹介した。
- 無料法律相談を受け、専門弁護士より、脅しや嫌がらせを受けるようなことがあれば、脅迫罪等が成立する可能性があるので警察に通報することも必要とアドバイスされ、そういう方法や支援してくれる人がいることを知って安堵していた。

(B) 子どもの人権110番【東京弁護士会】

i 子どもの人権に関する全ての相談を弁護士が電話(面接)受付

(C) 子どものための法律相談【第一東京弁護士会】

i いじめ、虐待、両親の離婚、体罰・退学などの学校問題、少年事件(非行)などの悩みについて、経験豊富な弁護士が電話(面接)受付

(D) キッズひまわりホットライン・弁護士子どもSNS相談 【第二東京弁護士会】

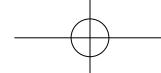
i 子どもに関するいじめ、虐待、少年事件、非行、体罰、学校問題、家族の問題などの相談を弁護士が電話(面接)受付。2021年12月からLINE相談も開始。



非行グループの誘いを断る手段を身に付ける



特殊詐欺や闇バイトに関しては、最寄りの警察署に相談するよう促してください。



活用できる機関・団体や制度

(A) ネット・スマホのなやみを解決「こたエール」

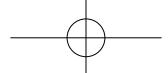
概要	青少年やその保護者、学校関係者などからのインターネットやスマートフォン等に関する各種トラブルの相談を受け付けています。
対象	青少年やその保護者、学校関係者等
主な支援内容	電話相談／メール相談／LINE相談 (相談内容の例) ・スマートフォンでアダルトサイトに入り、よく分からずボタンを押すと有料会員登録されてしまった。 ・SNSで相手を誹謗中傷する書き込みをしてしまった。 ・子供がネットゲームばかりしている。親のクレジットカードで高額課金した。 ・SNSで知り合った人に、自分の裸の写真を要求され、送ってしまった。
連絡先等	☎0120-1-78302(インターネット なやみゼロに) 電話・LINE相談 [受付時間]月～土(祝日・年末年始を除く) 15:00～21:00 [LINEアカウント名]相談ほっとLINE@東京 メール相談 24時間受付(返信は電話受付時間内に行います。)
URL	https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/ (「こたエール」で検索)

(B) 子どもの人権110番【東京弁護士会】

概要	いじめ・不登校・体罰・虐待・少年事件・無戸籍等、子どもの人権に関する全ての相談を受け付けています。
対象	子ども本人も大人も無料で相談できます。
主な支援内容	・電話相談 ・面接相談(まずは、電話相談でご相談いただき、面接相談の希望をお伝えください。) ・子どもシェルター(社会福祉法人力りヨン子どもセンター)の入居相談窓口
連絡先等	☎03-3503-0110 [受付時間]月～金 13:30～16:30(最終受付時間16:15)、17:00～20:00(最終受付時間19:45) 土 13:00～16:00(最終受付時間15:45)
URL	https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/tel/children.html (「東弁 子どもの人権110番」で検索)

(C) 子どものための法律相談【第一東京弁護士会】

概要	子どもたちが巻き込まれるいじめ、虐待、両親の離婚、体罰・退学などの学校問題、少年事件(非行)などでお悩み、お困りの方はご相談ください。お子さんからの相談も受け付けています。
対象	子どもも大人も無料で相談できます。
主な支援内容	・電話相談 ・ご要望があれば、面談による相談も実施しています。(大人の面談相談は有料です。)
連絡先等	☎03-3597-7867 [受付時間]毎週土曜(年末年始を除く) 15:00～18:00
URL	http://www.ichiben.or.jp/bengoshi/soudan/kodomo.html (「子どものための法律相談 一弁」で検索)



キッズひまわりホットライン・弁護士子どもSNS相談【第二東京弁護士会】

概要	第二東京弁護士会が運営している相談窓口です。子どもに関するいじめ、虐待、少年事件、非行、体罰、学校問題、家族の問題などの相談を受け付けます。子どもの問題に詳しい弁護士が担当します。弁護士費用についてもさまざまな援助制度があります。						
対象	子どもも大人も無料で相談できます。						
主な支援内容	いじめ、少年事件・非行、学校問題、体罰、児童虐待、家族の問題などの相談。弁護士費用についてもさまざまな援助制度があります。						
連絡先等	<table border="1"><tr><td>電話相談</td><td>「キッズひまわりホットライン(子どもの悩みごと相談)」 専用電話番号: 03-3581-1885 [受付時間]毎週火・木・金(祝日を除く) 15:00~19:00</td></tr><tr><td>面接相談</td><td>「キッズひまわりホットライン(子どもの悩みごと相談)」 予約電話番号: 03-3581-2257 [受付時間]毎週火・木・金(祝日を除く) 15:00~17:00(前日16:00までに電話でご予約ください。)</td></tr><tr><td>LINE相談</td><td>「弁護士子どもSNS相談」 URL: https://niben.jp/kodomo_sns.html LINE:@256fxird(予約不要、開始までに友だち登録をお願いします) [受付時間]毎週日・火・木 19:00~21:00</td></tr></table>	電話相談	「キッズひまわりホットライン(子どもの悩みごと相談)」 専用電話番号: 03-3581-1885 [受付時間]毎週火・木・金(祝日を除く) 15:00~19:00	面接相談	「キッズひまわりホットライン(子どもの悩みごと相談)」 予約電話番号: 03-3581-2257 [受付時間]毎週火・木・金(祝日を除く) 15:00~17:00(前日16:00までに電話でご予約ください。)	LINE相談	「弁護士子どもSNS相談」 URL: https://niben.jp/kodomo_sns.html LINE:@256fxird(予約不要、開始までに友だち登録をお願いします) [受付時間]毎週日・火・木 19:00~21:00
電話相談	「キッズひまわりホットライン(子どもの悩みごと相談)」 専用電話番号: 03-3581-1885 [受付時間]毎週火・木・金(祝日を除く) 15:00~19:00						
面接相談	「キッズひまわりホットライン(子どもの悩みごと相談)」 予約電話番号: 03-3581-2257 [受付時間]毎週火・木・金(祝日を除く) 15:00~17:00(前日16:00までに電話でご予約ください。)						
LINE相談	「弁護士子どもSNS相談」 URL: https://niben.jp/kodomo_sns.html LINE:@256fxird(予約不要、開始までに友だち登録をお願いします) [受付時間]毎週日・火・木 19:00~21:00						
URL	https://niben.jp/or/kodomo/ (「キッズひまわりホットライン」で検索)						



東京都若者総合相談センター 若ナビα 事例1 (P.26) 参照

就労

心身の不調

少年本人の悩み

就学

障害

生活困難

薬物

保護者の悩み

加齢

DV・虐待

暴力団



topic 女子（10代、20代）の相談窓口

① 一般社団法人 若草プロジェクト

概要	生きづらさをかかえる少女や若い女性たちと、彼女たちを支援する人たち（支援者）とをつなげ、彼女たちの心に寄り添う支援を届けるために「つなぐ・まなぶ・ひろめる」の3つの事業を行っています。
対象	10代、20代の女性
主な支援内容	つなぐ LINEとメールを通じた相談支援及び関係機関等の情報提供/弁護士、社会福祉士等との面談及び関係機関への同行支援/居室（若草ハウス等）の提供/無料で利用できる居場所の提供（まちなか保健室）
	まなぶ 少女や若年女性を支援する方のための研修開催
	ひろめる シンポジウムの開催、企業や社会への広報 など
連絡先等	LINE相談 当事者のみご利用いただけます。ホームページ→「LINE・メールで相談」ページからLINEで友達追加してください。相談日時は、LINEにて友達追加してくださった方にお送りします（概ね週2回、1回2、3時間開催。24時間対応ではありません。）。
	メール相談 支援者、保護者等もご利用いただけます。ホームページ→「LINE・メールで相談」ページ内にあるメール相談お申込みフォームに必要事項を記入してお送りください。 ※当事者以外の方からのLINE相談は対応しておりませんので、支援者の方はメール相談をご利用ください。
URL	https://www.wakakusa.jp.net/sodan （「若草 相談」で検索）

② 特定非営利活動法人 BONDプロジェクト

概要	家族やパートナーからの身体的な暴力がある、性的に体を触られる、脅される、重い病気になっても病院に連れて行ってもらえない、言葉の暴力がある、家出したい、食べるものや暮らす場所がない、死にたい・消えたいと思う、人間関係の悩み、パパ活、自傷行為、望まない妊娠や出産など様々な問題や悩みを抱えた10代、20代の女の子たちのための支援をしています。
対象	10代、20代の生きづらさを抱える女の子
主な支援内容	LINE相談、メール相談、電話相談、面談、出張面談、街頭パトロール、ネットパトロール。 女の子の生きる力となるような講座・イベントの開催。 必要な場合は弁護士等と連携し、専門機関への同行、シェルターでの緊急一時保護、中長期的な自立支援を実施。
連絡先等	LINE相談 [ID]@bondproject [受付時間]月・金・土 16:30～22:00（受付は21:30まで）
	メール相談 hear@bondproject.jp [受付時間]24時間
	電話相談 ☎080-9501-5220 月曜・木曜 16:00～19:00
	面談 隨時。まずはLINE相談にご連絡ください。
URL	https://bondproject.jp/ （「BONDプロジェクト」で検索）

貧困と障害と犯罪 一生きづらさに寄り添う支援—

東京都地域生活定着支援センター
菊地 伸宏

2009年に地域生活定着支援センターの設置が開始され、東京都においても2011年に東京都地域生活定着支援センターが開設し、現在13年以上経過しています。服役中から障害サービスや介護保険の導入など、障害や高齢の刑余者の出口支援である特別調整を主な業務として行ってきました。また、本年度から東京都地域生活定着支援センターも被疑者等支援業務を開始し、出口支援だけでなく、入口支援にも関与することとなりました。

日頃、支援している対象者は様々な問題や生きづらさを抱えています。特に貧困と障害と犯罪は密接であると考えています。貧困が犯罪につながりやすいこと、障害による能力的制約が貧困や犯罪を招きやすいことはもちろんですが、犯罪による服役後貧困に陥り、障害が悪化することもあります。さらに原家族の機能不全、何らかのトラウマ、不安定な交際や対人関係障害、アディクションなど、生きづらさが負の連鎖を起こしている対象者が極めて多いです。

こうした状況を解決する際に、「犯罪を防ぐ」という行動障害のみを修正することを支援者や家族は皆、考えると思います。犯罪をやめて欲しいのです。ところが犯罪に至る経緯や認知は千差万別です。「犯罪を防ぐ」のみの対応では根本の問題が解決していないため、一時的に落ち着いたとしても、支援者や家族が油断した頃に再犯に至ることが多いです。行動障害のみの修正による再犯防止は難しく、やはり生きづらさや、対人関係障害、認知の歪み、家族関係といった問題を包括的に支援することにより、結果、犯罪が減っていくことを目指すこととなります。こちらの対応の方がより福祉的支援寄りであるかもしれません。

東京都地域生活定着支援センターでは専門性の高い特別な支援を導入しているわけではありません。支援計画は犯罪を防ぐことよりも、犯罪に至る経緯のアセスメントと必要な福祉的支援の包括的支援計画を目標としています。東京都地域生活定着支援センターが特別な支援を行っているのではなく、地域福祉のネットワークが互いの専門性を活かすことができるようなコーディネートを心がけております。

また地域生活定着支援センターだけではなく、司法福祉は全般的に質・量ともにマンパワーの不足が問題となっています。「犯罪に至る以前に福祉支援の対象者だった」「服役を終えたが自立に至らず福祉の支援が必要になった」「服役中に加齢や障害、疾病の悪化により福祉支援の対象者となつた」このような対象者の支援は一般的な福祉支援とそれほど差がないと感じています。司法福祉が特別な支援となる社会ではなく、一般的な福祉支援の対象となる社会作りにより、マンパワー不足が解決することを願っており、また地域生活定着支援センターがこうした社会作りの一助となれば幸いであると思っております。

就労

心身の不調

少年本人の悩み

就学

障害

生活困窮

薬物

保護者の悩み

加齢

DV・虐待

暴力団

